

神津專三郎 (こうづ せんざぶろう) 長野県平民

履歴(要約)

嘉永五年(一八五二)三月五日信濃國小縣郡芝生田村に於て出生。

文久元年(一八六一)一月信濃國旧小諸藩中山仲に就き漢學を修業。

明治二年(一八六九)六月東京神田神保小路箕作麟祥に就き英學修業。

同三年(一八七〇)三月同濱町箕作秋坪塾へ轉學。

同五年(一八七二)一月同小石川江戸町中村正直塾へ轉學。

同八年(一八七五)六月二十七日補文部省八等出仕、七月八日師範學科取調の爲米國へ派遣、九月十一日ニュー・ヨルク州ラルバニー州立師範學

校へ入學。

同十一年(一八七八)四月二十三日歸國、五月一日東京女子師範學校訓導

一ヶ月金六拾圓交付される。

同十三年(一八八〇)六月五日東京女子師範學校訓導依願退職。

明治十四年(一八八一)十一月十日音樂取調掛勤務を命ぜられ、監事を申し付けられる。音樂史および英語を担当。月俸六拾圓。

同十五年(一八八二)九月十三日音樂取調掛長伊澤修二旅行中同掛長の心得を命ぜられる。

同十七年(一八八四)二月二十五日准奏任扱月俸金七拾五圓。

同二十年(一八八七)十月十四日東京音樂學校幹事を申し付けられ、叙奏任官四等職。音樂史および英語を担当。

同二十四年(一八九一)五月十一日東京音樂學校教授、幹事。六月十五日

校長伊澤修二非職につき東京音樂學校長心得を命ぜられる(八月十日まで)。年俸金千貳百圓。

同二十五年(一八九二)三月十八日祝日大祭日歌譜及樂譜審査委員を命ぜられる。十一月十六日女子高等師範學校教授兼任を命ぜられる。

同二十六年(一八九三)九月十一日高等師範學校附属音樂學校教授並女子

高等師範學校教授に任ぜられる。高等官六等に叙される。年俸金千圓

(金六百圓東京音樂學校支給、金四百圓女子高等師範學校支給)。

同二十九年(一八九六)三月高等師範學校附属音樂學校を依願退職。

同年四月、伊澤修二(台湾學務部長)の招きにより台湾に渡った。伊澤は神津を學務部編集課長として迎え入れた。伊澤のもとで『日台對譯

大辭典』の編集に従事していたが、翌三十年(一九〇七)マラリヤにか

かり、腸チフスを併発して、辭書の完成を待たずに八月十八日没した。

四十五歳であった。神津は伊澤と同じ信州に生れ、同じくアメリカに留

學し、帰国後の仕事のすべては伊澤とともにあった。音樂取調掛から東

京音樂學校まで、わが国の音樂教育確立のために伊澤の文字通り片腕と

なって尽力したのである。次の文章は神津專三郎の葬儀に際して伊澤修

二が読み上げた弔辭である。『東京音樂學校同聲會報』第七号より掲載

した。伊澤の切実な思いが込められている。

弔辭

維時明治三十年八月十八日正六位神津專三郎君歿ス、噫悲イ哉、

君信州小縣郡芝生田村小林氏ニ生レ、出デ、神津氏ノ家ヲ繼グ、幼

ニシテ穎悟學ヲ好ミ、小諸藩儒中山仙ニ就キテ廣ク和漢ノ學ヲ修

メ、壯ナルニ及ンデ奮然志ヲ立テ、東京ニ出デ、初メ箕作氏ノ門ニ

入り後中村氏ノ同志社ニ入りテ、英學ヲ修メ、大ニ得ル所アリ、遂

ニ選バレテ師範學科取調ノ官命ヲ帶ビ、米國ニ至リ新約州オルバニ

一師範學校ニ入りテ、教育ノ學術ヲ講究シ其業ヲ終ヘテ歸朝シ、東

京女子師範學校、東京音樂學校ニ幹事又ハ教官トナリ、孜々黽勉公

務ヲ奉ズルコト十年一日ノ如ク、遂ニ音樂學校長心得ニ任ゼラレシ

ガ、後故アリテ其職ヲ辭シ退キテ音樂書ノ譯述ニ従事シ、和聲樂初

歩、音樂利害等ノ著アリ、會々明治二十七、八年ノ役終ヲ告ゲ臺灣

ノ我版圖ニ歸スルヤ、往キテ學務部編纂課ノ長ニ任ゼラレ、炎熱燒

クガ如キ日モ、暴雨瀉クガ如キ朝モ、敢テ少シモ懈ラズ、僚屬ヲ督

勵シテ教育圖書ノ編著ニ從事セシメ、自今専ラ任ズルニ日臺對譯大辭書ノ編輯ヲ以テシ、其稿積デ一千數百葉ノ多キニ達シ、今ヤ其効將ニ成ラントスルニ際シ、一旦瘴癘ノ氣ニ侵サレ、溘然此世ヲ去ラル、噫悲イ哉、君ガ死ハ獨リ一家親戚ノ不幸ノミナラズ、實ニ臺灣教育ノ一大不幸ナリ、否其ノ不幸ハ彼地教育界ニ止マルニ非ズシテ、彼我人全體ノ一大不幸ナリ、蓋シ君ガ從事セラレタル辭書ノ編纂ハ臺灣統治上時々刻々不便不利ヲ感ズル言語不通ノ障害ヲ除クガ爲メ、實ニ必要措ク可ラザルノ事實ナルニ君ガ易簧ニ依リ九仞ノ功ヲ一簧ニ虧キ其完成ノ期豫知ス可ラザルガ如シ、噫國家ノ爲誰カ之ヲ惜マザラン、然リト雖君ガ一身ヲ犠牲トシテ盡クシタル事實ハ、冥々ノ中ニ好果ヲ結び自ラ報ヒ來ル時アルベシ、況ンヤ朝廷君ガ病革マルニ臨ミ特ニ位一級ヲ進メラレタル光榮ヲ荷フヤ君以テ瞑スベシ

明治三十年九月七日

臺灣總督府學務顧問

正五位勲五等 伊澤 修 二

謹白

神津專三郎の最も有名な著書に『音楽利害一名樂道修身編』(明治二十四年十一月十日発行)がある。この書物は彼が読破した哲学、歴史、文学、芸術、宗教など各分野の膨大な書物から得た音楽的知識の集大成である。参考とした書物は日本の古典および東西の名著四四四種類で、この中から音楽家たちの逸話、音楽史上の出来事、民族的な話題、精神的体験談など三五〇の音楽的事柄を収集した。これらは文字通り「利」と「害」に分類された三編二十四のテーマの中で、あるものは譬喩的に、あるものは格言的に、またあるものは史実を伝えるものとして語ら

れ、彼自身の音楽的教養を条文化して整理している。したがって音楽論としての前後の脈絡はないが、神津の音楽観ともいべき独特のテーマとその整理法に注目すべき重要な問題点を見出すことができる。

〔三編二十四のテーマ〕

- 上編、音楽ノ一人一家ニ關スル利用ヲ論ス
- 卷之一、音楽ノ孝節ニ關スル事
- 卷之二、音楽ノ性情ニ關スル事
- 卷之三、音楽ノ衛生ニ關スル事
- 卷之四、音楽ノ志向ニ關スル事
- 卷之五、音楽ノ前徵ニ關スル事
- 卷之六、音楽ノ救難ニ關スル事
- 卷之七、音楽ノ英雄ニ關スル事
- 卷之八、音楽ノ榮譽ニ關スル事
- 卷之九、音楽ノ高棲ニ關スル事
- 卷之十、道樂ノ勤勉ニ關スル事
- 中編、音楽ノ邦國天下ニ關スル利用ヲ論ス
- 卷之十一、音楽ノ勤王忠君ニ關スル事
- 卷之十二、音楽ノ愛國利民ニ關スル事
- 卷之十三、音楽ノ風化ニ關スル事
- 卷之十四、音楽ノ宗教ニ關スル事
- 卷之十五、音楽ノ儀式ニ關スル事
- 卷之十六、音楽ノ諫諷ニ關スル事
- 卷之十七、音楽ノ外交ニ關スル事
- 卷之十八、音楽ノ軍略ニ關スル事
- 卷之十九、音楽ノ鳥獸及草木ニ關スル事
- 卷之二十、樂道ノ功勞ニ關スル事
- 下編、淫樂ノ弊害ヲ論ス
- 卷之二十一、淫聲ノ害ニ關スル事
- 卷之二十二、凶聲ノ害ニ關スル事

卷之二十三、淫樂寵幸ノ弊ニ關スル事
卷之二十四、淫樂耽溺ノ禍ニ關スル事

次の「日本音楽史要」は白井規矩郎（明治二十年二月音楽取調掛卒業）が在学中に神津専三郎から受けた講義の一部である。

日本音楽史要（一）

白井規矩郎

此篇は拙者嘗て音楽學校に在學中、當時の教授神津専三郎先生の講述せられしものに基き、聊か卑見を加へたるものなり、故に其の大綱に於ては全く先生の講述せられし所に同じ讀者乞ふ之れを諒せよ

緒論

日本の樂は其の源茫漠として是れを探研すること得て望むべからず、讀書に涉りて參校するも其の要領を得るに難し、然れども之れが沿革を大別して以て

神代より人皇に至るまでの間 第一期

外國樂の傳來 第二期

傳來樂の變生 第三期

と爲すは隱當の區分なるが如し

古代樂

古代樂は實に粗造にして之れを何歌々と云へり、神代の頃に於ても不完全ながら樂を有せり、然れども其の當時にありては樂を稱するに遊びと云ひしこと諸書に證する所なりそれよりして後世なほ遊びとしいへば奏樂のことゝはなりにき、即ち嬉遊笑覽に源氏物語

桐壺の卷を引いて

月の面白さに夜たくるまであそびをぞし給ふなどいへるは管絃を遊びと云ひし例の一なり

要するに三韓と交通するまでは樂の体裁猶ほ至極不完全にて有りしが、外交をなす頃よりして漸く樂も体裁を備ふるに至りたり、我が國外交の嚆矢は支那にして次きて高麗、新羅、百濟に及ぼせり、是れに伴ひ高麗樂、百濟樂、新羅樂及吳樂を輸入し、其連續のすること殆んど百五十年の長きに涉れり、故に三韓の文明を日本に移植せりといふも敢て過言に非るべし

隋唐樂

推古帝の十五六年頃隋唐と交際を開く故に隋唐樂をも傳來するに到り當時唐樂は最も盛大を極めたり、後、宇多帝の寛平六年菅原道眞建言して遣唐使を止む、之れ當時室唐潰亂兵役等ありて技藝百般の美術を修むるに便ならざるが故なり、是れに因りて漸次新樂の傳來も其の後を絶つに到れり

雅樂

雅樂は高麗樂と唐樂との一致を以て成立せり、換言すれば唐樂は今世用ゐらるゝ雅樂の基礎にして之れに我が國の風俗樂を加へ、漸次大成を見るに到れり、風俗樂は外邦遣唐使の廢止と共に新種供給の途を絶ちしより、自然國內に於て産出したるものにして、今様催馬樂、東遊（或は駿河舞と云ふ）等は其の重なるものなり、猶ほ他に風俗歌と稱すべきものもありしならむ、要するに此れ等の樂も重に當時の上流社會に用ゐられたりしが如し

俗樂

俗樂の起原は其の説區々紛々として參考すべき書籍も乏しく、又確實なる記録もなし、會々鸚鵡石の如きものあるも之れ全く一見する價值を有せず、要するに此の樂は散樂より派流せしものにして散樂は雜樂の一部として漢書に見ゆる所なり

一説には神代の始め吾田今の大に行はれたる隼人の歌の舞より出で之れより變じて散樂を出す、俳優考に依る猿樂は田樂を出し、田樂より能及び念佛踊等を出し、變化して歌舞伎となり歌舞伎は繰つりを出し、繰つりは一變して人形芝居となり、之れ又變じて演劇となり、之れに伴うて淨瑠璃、義太夫等種々の俗樂を出すと云ひ、一説には古代の語り物より淨瑠璃を出し、淨瑠璃より平家物語等を出し、之れより淨瑠璃十二段を出し、之れより變じて繰つりを出し、繰つりと淨瑠璃と一致して人形芝居を出し、又之れが一變して演劇となれり、各説多少據る所ある説にして今劇かに是れが系統を一定して俗樂正傳を求むるは實に困難なる事業と云ふべし (緒論終)

『音楽雑誌』第七十一号、明治三十年)

このほか注目すべき彼の音楽論に、明治二十四年五月、神奈川県足柄上郡私立教育会の招きに応じ「音楽と足柄上郡教育會との關係」という題で行った講演がある。東西にわたる彼の造詣深い音楽知識にもとづき、地域の伝統的芸能を再確認した講演として重要なものである。『音楽雑誌』第九号および十号(明治二十四年)にその全文が掲載されている。

瓜生繁(うりゆうしげ)(旧姓永井〔静岡県土族旧幕府〕) 石川
県土族瓜生外吉妻

履歴(要約)

文久元年(一八六一)三月二十日江戸湯島に於て生れる。
明治四年(一八七二)十一月アメリカ留學を許され、岩倉大使一行と共に渡航。

同五年(一八七二)十一月七日カナテカット州ニウヘブンにおいて普通小學へ入學、三年間のうち中學へ進み明治十一年六月修了。

同十一年(一八七八)ニウヨーク州ボキプセ府バツサ女子大學音樂専門科及び文學科に入學。

同十四年(一八八一)六月二十日同女子大學音樂専門科卒業。十月三十日帰國。

同十五年(一八八二)三月二日音樂取調掛に於て教授向を囑托し年金三百六拾円を受く。ピアノおよび唱歌の樂曲分析を担当。

彼女は音樂取調掛でウルバック・Urbach, Karl: Prize Piano School. (Translated from the 8th German Edition by Eliza M. Wiley)と云う

ピアノ教則本を使用した。この教則本は彼女の留學していたバツサ女子大學所屬の教師によってドイツ原本から英訳されており、彼女もこの教則本で習得したものと思われる。

同年十二月一日石川縣土族瓜生外吉と結婚。

同十七年(一八八四)九月十九日年報金四百貳拾円を交付される。

同十九年(一八八六)十月一日東京高等女學校教授向を兼嘱。

同二十年(一八八七)東京高等女學校教諭。十月二十五日奏任官四等に叙せられ翌月東京音樂學校兼勤を命ぜられる。年報六百六拾円。

同二十三年(一八九〇)四月東京音樂學校囑托講師を申し付けられる。同

月女子高等師範學校教諭に任ぜられる。十一月一日叙正七位。

同二十四年(一八九一)四月十七日東京音樂學校教授兼任。

同二十五年(一八九二)七月東京音樂學校辭職。

瓜生繁は帰國以来明治二十年代にかけて盛んに演奏活動を行った。明治二十五年の春、読売新聞社は婦人和洋音樂家の人気投票を行った。その結果彼女は幸田延に次いで二位であった。『音楽雑誌』第十九号(明